

## 監査報告(奈良教育大学)

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第18期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監事は、令和3年度に監事として国立大学法人奈良教育大学を監査した、管万希子氏及び浅野禎彦氏の両氏と令和4年4月12日に面談し、その監査状況を聴取するとともに、両氏からの令和4年3月25日付の「監事監査実施報告書」を入手し、令和3年度の国立大学法人奈良教育大学の業務につき特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けました。また、会計監査人である有限責任あずさ監査法人から、令和4年3月31日に終了した第18期事業年度の財務諸表等について、報告及び説明を受け検討を加えました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人奈良教育大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

#### (3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

#### (4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人奈良教育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

#### (5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年 6月 7日

国立大学法人奈良国立大学機構  
理事長 柳 裕 之 殿

監 事 三野博司  
監 事 福田隆一  
監 事 大久保幸治